

## 鳥取県フレイル予防普及啓発事業補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出  
(フレイル予防普及啓発事業開始の20日前まで)

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

3. 事業開始

この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日以内)

### ◎補助金の支払い

支払い時期については、交付決定通知又は、交付額の確定通知の際にお知らせさせていただきます。

問い合わせ先 鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課健康づくり文化創造担当  
鳥取県鳥取市東町一丁目220番地  
電話 0857-26-7202  
電子メール kenkouseisaku@pref.tottori.lg.jp